

2020年
7月8日号

裁判の IT 化

執筆者: 柴原 多

一 はじめに

デジタルトランスフォーメーションに関連する事項として、裁判の IT 化というテーマが存在します。このテーマに関しては、①日本経済再生本部に設置された「裁判手続等の IT 化検討会」(座長は山本和彦教授、以下「IT 化検討会」といいます)による「裁判手続等の IT 化に向けた取りまとめ ―「3つの e」の実現に向けて―」(2018年3月、以下「取りまとめ」といいます)や、②商事法務研究会による「民事裁判手続等 IT 化研究報告書」(2019年12月、なおこちらの座長も山本和彦教授¹。以下「研究報告書」といいます)等が発表されています²。

かかる論考を踏まえ「日本の(現状の)司法は遅れている」と批判されています³が、そのような事態は何故生じて、今後どこに向かうのでしょうか。

裁判の IT 化が必要とされる主な理由は、①国民の利用しやすい司法への転換⁴、②国際社会において(日本の)司法サービスの利便性が低く評価されていることへの反省、に加え③コロナ禍での裁判手続の不便さの再確認等が挙げられます。

そのため、結論から言えば、裁判の IT 化は制度としては進まざるをえません(前述の IT 化検討会においても「3つの e」、すなわち e 提出、e 法廷、e 事件管理が提唱されています)。

¹ 研究会の名簿は下記 URL 記載のとおり最高裁や法務省のメンバーがオブザーバーとして参加しています。<https://www.shojihomu.or.jp/document/s/10448/6839369/190521+itization-conference-meibo.pdf/c46b3740-e28f-4655-bef3-0c29e953ca99>

² 他にも、東京弁護士会が発刊している法律実務研究第34号の藤崎太郎他「裁判手続等の IT 化」及び山本和彦「民事裁判の IT 化」ジュリスト2020年4月号(No.1543)62頁等が幅広く論点をまとめています。

³ 例えば、産経 WEST2020年6月26日では「民事裁判もウェブ会議 司法 IT 化「日本は2週遅れ」指摘も」との記事が掲載され、杉本純子教授の意見が記載されています。

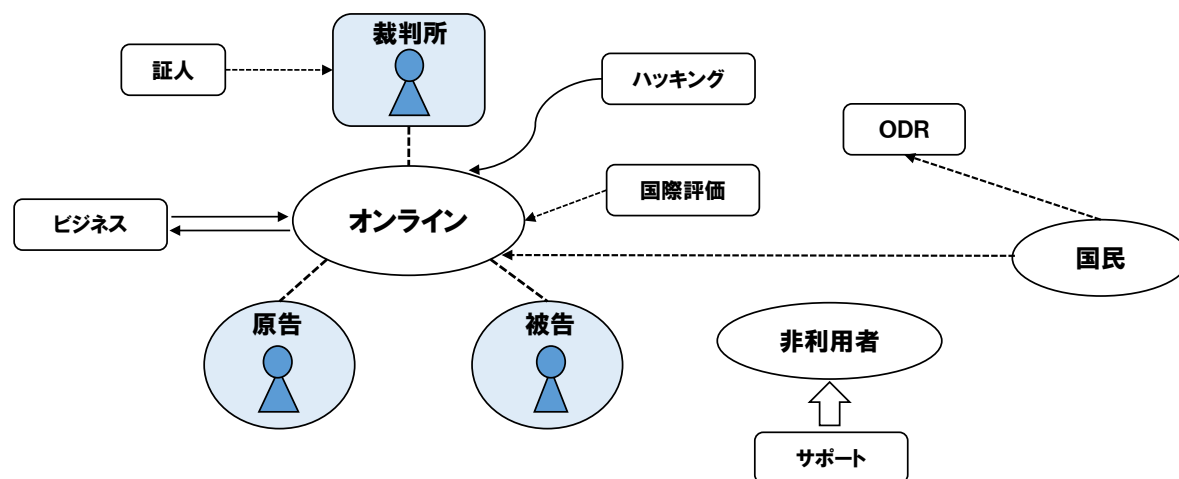
⁴ 研究報告書4頁によれば、利便性を向上させることは我が国において安心してビジネスを行い、投資環境を整えることにつながるとされています。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士との適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

しかしながら、それと同時に(現状における)運用に対する理解もまた重要です。つまり、マスコミ等が日本の司法の遅れを単に批判するだけでは事態は解消しにくい可能性があり、司法に纏わる実務的背景から(研究報告書を踏まえて)解きほぐしていく必要があるのではないかというのが、本稿のテーマです。



二 裁判のIT化が必要とされる背景と現状

1 現状の訴訟進行

まず最初に確認しておきたいのは、現状の訴訟の進行方法です。訴訟は、①訴状を裁判所に提出し、②当事者・代理人が口頭弁論期日に公開された法廷に現実に赴き、③準備書面を法廷にて提出するか郵送・ファックスで送付し、④裁判官は直接・口頭主義に基づく証人尋問を行い、⑤当該証拠調べに基づき裁判官が判決を行う、ことで終了します。

このように「郵送・ファックス」を用い「現実に」法廷に足を運ばなければいけない状態が、日常のビジネス社会においてオンラインを用いている多くの国民のニーズに適っていないことは当然のように思えます。そのため裁判のIT化、つまり期日をオンライン化すると共に、訴状や準備書面をオンラインにて提出できないかという疑問が生じます。

2 インターネットの利用率及び国際的な立ち位置

他方で国内におけるインターネットの利用率も確認する必要があります。当該利用率は、ここ数年間で約8割を維持し目立った増減が存在しないとされます(研究報告書18頁参照のこと)。そうすると裁判のIT化には、残り2割の非利用者をどのように扱うかという⁵、デジタル・デバイド(デジタル格差)の問題が存在します(なお同様の問題はコロナ禍で注目されたオンライン教育においても重要なテーマです)。

次に、国際的に(日本の司法の)利便性が低いことは、世界銀行の発表しているDoing Businessからも明らかです。例えば、2018年の統計によると日本の破綻処理は1位ですが、契約執行は51位です(日本経済再生総合事務局「世界銀行Doing Business2018による日本の評価」参照のこと)。⁶

⁵ これに対しては、その2割の中にどれだけ裁判の利用を希望する者がいるのかという疑問が存在しますが、他方で①(日本においては)「弱者を切り捨てることに躊躇を覚える」といった公正性の観点(また日本国憲法32条は国民に裁判を受ける権利を保障しています)や、②株主総会や取締役会のネット化が進まないのと似た現象がそこには存在するよう思えます。また地方によっては想定以上に通信状況が悪い環境が存在します。流石にコロナ禍においてはZOOM等の利用が増加しましたが、2020年以前は、オンラインでのコミュニケーションに消極的なビジネスマンも一定数存在しました。更に言うならば、各弁護士会においても数々の理由から裁判のIT化に慎重な意見も存在します。

⁶ 当然政府としてはかかる状況を改善しようと予算も計上し、最高裁もかかる方向性を支援しております。他方で、裁判所はこれまで弁護士との

3 フェーズ1⁷について

もともと、①裁判所も2020年からマイクロソフト社の「Teams」を利用開始⁸、いわゆる「フェーズ1:e法廷」に入ったと共に、②コロナ問題には流石に苦慮したようであり、電話会議システムを使った期日運営も相当程度広がったように思えます(取りまとめ10頁では「ウェブ会議の活用やウェブ上でのチャット類似のやり取りなどを、必要な運用上のルールを設けて利用可能とすることも検討の余地がある」としています)。

なお、念のための確認ですが、電話会議システムや「Teams」を利用した手続は民事訴訟法175条以下に規定された「書面による準備手続」です。具体的には、同法176条3項は「裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話することができる方法」によって協議することを認めています(なお現行法上、弁論準備手続も一方当事者が期日に裁判所に赴けば、音声の送受信による通話は可能となっています(同法170条3項但書))⁹。

4 将来のe法廷について(いわゆるフェーズ2:立法改正が必要なe法廷)

また、e法廷の究極の形としては、口頭弁論期日をオンラインで行うことが考えられますが、こちらは裁判の公開原則(日本国憲法82条1項)や国民の裁判を受ける権利(同法32条)との関係が問題となります。この点、研究報告書60頁では、法廷でのWeb会議を法廷内のモニターに表示することを前提に、口頭弁論期日のオンライン化が例示されています。

更に証人尋問をWeb会議で行うことの是非も議論されています(取りまとめ14頁では「ウェブ会議等による人証調べの利用を、必要な範囲で拡大していくことが望まれる」と記載されています)が、研究報告書112頁では、証人尋問については直接主義や証人宣誓との関係上、例外的にWeb会議での証人尋問を行うことは許容しつつも、原則としては法廷で証人尋問を行うという折衷案が提示されています¹⁰。

三 今後の司法改革の予定

1 e提出の進捗

さて、今後、司法改革はどのように進むのでしょうか。

現状、議論されているテーマとしては、①訴状のオンライン提出及び訴訟記録の電子化に即した送達(e提出)、②事件管理のあり方(e事件管理)、③倒産分野等¹¹訴訟以外の裁判におけるIT化、等多岐に亘ります。

もともと、①に関しても、検討しなければいけない問題点が幾つか存在します。

メールのやり取りにも消極的でしたし、最高裁のサイトも2012年にサイバー攻撃を受けたことがあります(日本経済新聞2012年9月15日参照のこと)。

⁷ 取りまとめ20頁以下では、今後の過程としてフェーズ1(法改正の不要なIT化)、2(法改正の必要なe法廷等)、3(e提出及びe事件管理)の3段階を指定し、法務省が検討・準備を進めることが望まれると共に、司法院の自律的判断を最大限尊重するとしています。

⁸ 最高裁からのTeams使用に関する開示事項は「ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の新しい運用の開始について」https://www.courts.go.jp/about/topics/webmeeting_2019/index.html 参照のこと。

⁹ この他に現行法における電子的取組としては、民事訴訟法132条の10以下の「電子情報処理組織による申立て等」や同法204条に基づく証人尋問等が存在します。また実務運用の詳細については、富澤賢一郎他「ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の新たな運用の開始について」NBL1159号4頁参照のこと。

¹⁰ これに対し国際仲裁機関でもバーチャルヒアリングの有用性は主張される一方、録音データの流失リスクや第三者からの不当な示唆のリスクは懸念されているようです。

¹¹ 倒産手続に関しては、杉本純子教授による「倒産手続のIT化に向けた中間取りまとめ」(2019年9月)参照のこと。

第一に、(現行実務上)訴状提出には印紙の納付が必要ですが(民事訴訟費用等に関する法律第8条)、オンラインでの提出を認めるには同納付に代わる制度としてインターネットバンキングやクレジットカードの利用を認める必要があります。他方で、クレジットカードの保有率は85%程度という調査結果が存在する¹²ため、持たざる者にどう対応するかという問題が存在します。

この点、取りまとめ8頁においては「オンライン提出へ極力移行し、一本化していくことが望ましい」、また「オンラインでの納付を実現することが望ましく、そのニーズは相当に高い」とされています。

これに対して、研究報告書7頁では、当面訴状のオンライン提出の義務化は行わず(あくまでオプションとして認め)、将来的に義務化することを提言し、かつ、同177頁では、オンラインでの申立てに限って、電子納付への一本化を検討しています¹³。

第二に、訴状がオンラインで提出された場合、被告に対してどのように送達するかが問題となります。この点、被告の有効なアドレスが事前に判明していない限り、結局は(現状の)送達による他はありません。そこで研究報告書41頁では裁判所において外部からオンライン接続できるシステム(事件管理システム)を設けることを提言し¹⁴、かつ、49頁において(訴訟提起段階においては)、原告が提供する被告の連絡先を通じて被告がシステム送達の方法により受領することを希望する場合に限り、同送達の利用を認めることを提言しています。

第三に、訴訟提起が容易になった場合には濫訴の恐れも問題になります。この点について、米国では厳しいペナルティーを課しているとのことですが、研究報告書28頁ではこの点に関する予防策は非常に制限的なものとなっています¹⁵。

2 e 事件管理の進捗

また、②に関しては、取りまとめ10頁では「国民一般に広くオンラインでの閲覧等を認めることの可否は、訴訟記録の閲覧・謄写制度との関係も含め、今後、丁寧に検討していく必要がある」としています。

これに対して、研究報告書147頁では、当事者による事件管理システムへのアクセス・ダウンロードは許容するも、(プライバシー情報の流布に対する国民意識を踏まえ)当事者以外による閲覧は抑制的に考え、現行法と同様に裁判所書記官に閲覧請求を行うことができることに留めています。

四 裁判以外の解決方法とコロナ禍

さて、最後に、海外では既にオンラインでのADR手続(以下「ODR」といいます)の研究が進んでいますが¹⁶、日本でも、コロナ禍以前から議論がなされ¹⁷、かつ、コロナ禍の影響を受けて、ODRに関する取組が実現しています。

例えば、仙台弁護士会では「同会で手掛ける裁判外紛争解決手続(ADR)に、米企業が展開する「Zoom(ズーム)」などのウェブ会議システムを導入する」旨の報道がなされ¹⁸、第一東京弁護士会でも同様の取組が行われているとの報道¹⁹がなされています。

¹² 株式会社ジェーシーピーによる「クレジットカードに関する総合調査」(2019年度の調査結果)<https://www.global.jcb/ja/press/20200226105311.html> 参照のこと。

¹³ 経緯の詳細については、垣内秀介「オンライン申立ての義務化と本人サポート」ジュリスト2020年5月号(No.1545)46頁参照のこと。

¹⁴ これに対して、取りまとめ9頁では準備書面等の提出は「電子情報のオンラインでの提出に移行し一本化していくことが望ましい」としています。

¹⁵ 具体的には、訴えの提起に係る訴訟救助の申立てをする者が同一の裁判所において一定期間内に一定回数を超えて申立てを却下された場合に一定金額のデポジットを納付する程度の制度となっています。経緯の詳細については杉山悦子「濫訴防止策」ジュリスト2020年6月号(No.1546)46頁参照のこと。

¹⁶ 例えば、Richard Susskind, *Tomorrow's Lawyers: An Introduction to Your Future* (Second edition) Oxford 参照のこと。

¹⁷ 例えば、山田文「ADRのIT化(ODR)の意義と課題」法律時報91巻6号42頁参照のこと。

¹⁸ 詳細は https://www.kahoku.co.jp/tohokunews/202005/20200515_13005.html 参照のこと。

¹⁹ 詳細は <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200617/k10012472851000.html> 参照のこと。

これら ODR は、従来の ADR の「延長型の ADR」(既存の ADR の修正形態)と、「新しい形での ADR」(既存の ADR を離れた新しい形態の ADR)に分類されうると言われています。

このうち延長型の ADR は、費用の点、期日設定の柔軟性、判決以外の解決方法による柔軟性がメリットですが、相手方の出頭に強制力がない点、和解に執行力がない点等のデメリットも存在します²⁰。

これに対し、新しい形での ADR においては、AI を利用した ADR やプラットフォームによる ADR が考えられますが、このような形の ADR においても、AI のブラックボックス化やプラットフォームによる ODR が公正か等の懸念などが存在するため、その実現においては今後の行方を見守る必要があるでしょう²¹。

以上



しばはら まさる
柴原 多

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
m_shibahara@jurists.co.jp

²⁰ 詳細は <http://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/adr/qa.html> 参照のこと。

²¹ 詳細は上田竹志「ODR(Online Dispute Resolution)の活性化」NBL1165 号 12 頁参照のこと。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>